

中央東土木事務所管内
豪雨に強い地域づくり推進会議

地域の取組方針

令和4年4月

中央東土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議

1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防の決壊が発生し、多数の家屋浸水や孤立救助者が発生した。これを踏まえ、国は、施設では守り切れない大洪水が必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定し、国管理河川において、関係機関が一体となってハード・ソフトの両面から減災対策に取り組むこととなった。高知県においても一級河川の国管理区間を対象とした「物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「四万十川大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設立されている。

その後、平成 28 年 8 月に相次いで発生した台風による豪雨では、北海道や東北地方において、道県等が管理する中小河川においても甚大な被害が発生した。

高知県ではこうした近年の災害や今後の気候変動に対応するため、関係者が連携して減災のための目標を共有し、豪雨災害が発生することを前提として備えることにより、豪雨に強い地域づくりを推進することを目的とする「豪雨に強い地域づくり推進会議（以下「推進会議」という）」を、県下 6 つの土木事務所管内単位で設置し、取り組みを強化することとした。

この「地域の取り組み方針」は、県が管理する一級・二級河川流域を対象として、推進会議の構成員が連携して減災のための取り組みを推進するために、現状や課題を整理し、減災のための目標を共有したうえで、実施する減災対策をとりまとめていくものである。

2 推進会議の規約と構成員

本推進会議の規約及び構成員とそれぞれの構成員が属する機関（以下「構成機関」という）を別紙 1 に示す。

3 減災のための目標

豪雨に強い地域づくりを進めるにあたっての減災のための目標は以下のとおりとした。

豪雨が発生したときでも、人命の確保を最大限図る

4 地域の概要

1) 管内の地域の特徴

(中央東土木事務所)

中央東土木事務所の管轄区域は南国市、香南市、香美市の3市、その面積は約790平方キロメートルで県土の約11パーセントを占め、人口は約105,000人である。

管内における管理河川は一級河川2水系39河川、二級河川7水系33河川(延長約359km)、砂防指定溪流は55箇所(延長約101km)、急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は22箇所(面積約69ha)、土砂災害警戒区域1,991箇所、土砂災害特別警戒区域1,550箇所である。

一級河川物部川に永瀬ダム、二級河川鎌井谷川に鎌井谷ダムがあり、出水時の洪水調整などを行っている。

(本山事務所)

本山事務所の管轄区域は本山町、大豊町、土佐町、大川村の3町1村、その面積は約757平方キロメートルで県土の約11パーセントを占め、人口は約10,400人である。

管内における管理河川は一級河川1水系35河川(延長約223km)、砂防指定溪流は173箇所(延長約350km)、急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は31箇所(面積約64ha)、土砂災害警戒区域1,768箇所、土砂災害特別警戒区域1,023箇所である。

一級河川吉野川に早明浦ダムがあり、出水時の洪水調整などを行っている。

管内で所管する河川等の概要を別紙2に示す。

2) 過去の主な豪雨災害記録

○ 昭和45年8月 台風第10号(土佐湾台風)

昭和45年8月に発生した台風第10号により発生した異常な高潮により高知市浦戸湾沿岸を中心に、高知県全域で死者・行方不明者13名、全半壊家屋4,479棟、床上・床下浸水家屋40,293棟の被害が発生した。管内では香我美町、夜須町、赤岡町、野市町、吉川村、土佐山田町、南国市、本山町、大川村が災害救助法の適用を受けた。

○ 昭和47年6月から7月 台風第6、7、9号

台風による断続的な大雨によって、香宗川で床上浸水家屋253棟の被害が発生した。一連の豪雨災害によって、野市町と土佐山田町が災害救助法の適用を受けた。

- 昭和 47 年 7 月豪雨 繁藤災害
7 月 4 日から 5 日にかけて繁藤では 24 時間雨量 742 ミリを記録する豪雨となり、多数の小規模な土砂崩壊が発生し、消防団員 1 名が崩壊に巻き込まれ行方不明となった。降り続く雨の中、その救出作業に従事していた消防団員や町職員を、突然発生した 10 万立方メートルの大崩壊が襲い、先の不明者を含む 60 名が犠牲となった。
- 昭和 51 年 9 月 台風第 17 号
昭和 51 年 9 月に発生した台風第 17 号が九州西南海沖で長時間停滞したことにより、秋雨前線を刺激し、高知では日雨量 525 ミリを記録する等、県中央部を中心に甚大な被害が発生した。県内の死者・行方不明者は 9 名、全半壊家屋は 175 棟、床上・床下浸水家屋は 28,652 棟に及んだ。香宗川で床上浸水家屋 63 棟に被害が発生した。
- 平成元年 8 月 集中豪雨
前線による集中豪雨により、夜須川で床上浸水家屋 28 棟の被害が発生した。
- 平成 10 年 9 月 秋雨前線豪雨（'98 高知豪雨）
秋雨前線の停滞により、県中部を中心に 2 日間雨が降り続き、2 日間の降水量は高知・後免で 874 ミリ、繁藤で 991 ミリを記録した。この雨により国分川水系を中心に高知県全域で死者・行方不明者 8 名、全半壊家屋 119 棟、床上・床下浸水家屋 23,677 棟の甚大な被害が発生した。国分川、舟入川では 4,213 棟が床上浸水し、香宗川でも 17 棟が床上浸水した。物部川支川の片地川では堤防決壊により 1 名が犠牲になった。
- 平成 16 年 8 月 台風第 15 号（早明浦豪雨）
台風第 15 号と前線により、嶺北地域を中心に大雨となり、17 日から 19 日にかけての 3 日間で、大川村小松で 1,055 ミリ、土佐町川井で 1,086 ミリという年間雨量の 3 分の 1 に相当する雨量を記録した。これにより、2 町村で多数の土砂崩れ等が発生し 5 棟の全壊家屋が発生したほか、道路が寸断され多数の集落が孤立し、大川村で夏季合宿中の小学生を含む 151 名が孤立するなど非常事態となった。
- 平成 16 年 10 月 台風第 23 号
台風第 23 号は 10 月 20 日に土佐清水市付近に上陸し土佐湾を抜け、室戸市付近に再上陸した。地藏寺川で床上・床下浸水家屋 13 棟の被害が発生した。
- 平成 26 年 8 月 台風第 12 号、台風第 11 号
平成 26 年 8 月に相次いで発生した台風第 12 号、台風第 11 号は、前線の停滞と重

なり、8月1日から10日までの期間雨量が鳥形山で2,000ミリを超える等、県内各地点で観測史上最大の降雨を記録した。これによる地すべり被害等により、大豊町が災害救助法の適用を受けた。

○ 平成30年7月 前線及び台風第7号による大雨（平成30年7月豪雨）

前線の停滞や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。管内では、物部川及び夜須川において氾濫危険水位を超過した。夜須川においては、上流域で7月5日深夜から7月6日明け方に激しい雨が継続し、堤防を越流したことにより、浸水被害が発生した。7月7日には大豊町で高知自動車道の橋梁が斜面崩壊により流出した。この豪雨で、香南市及び本山町が災害救助法の適用を受けた。

5 各構成機関の役割

各構成機関の平常時及び非常時（豪雨時）の減災のための役割は以下のとおりである。

1) 平常時の対応

構成機関	役割
県	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と調整し、住民の避難のために注意の必要な河川（水防上重要な河川）についてその現状を整理する。 ・市町村と調整し、住民の避難行動に有効な箇所への水位観測局、河川監視カメラ等の観測施設の整備を行う。 ・重大な被害が予想される河川について水位周知河川等への指定を行い、洪水浸水想定区域を指定する。 ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。 ・市町村が実施する住民の避難に資する活動に対し、技術的な支援を行う。 ・市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設について、施設管理者等が行う避難確保計画の作成と避難訓練の実施について支援する。 <p>(ハード対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を図る。

構成機関	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生命を守るため、必要な河川改修や河川の維持管理を実施する。 ・所管する水門、排水機場、堰等の河川関連施設について適切な維持管理を行う。また許可工作物への適切な指導等を行う。
市町村	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域等を踏まえた、住民の円滑かつ迅速な避難のために必要な事項を記載したハザードマップを作成し、周知する。 ・洪水時に円滑かつ迅速な避難が必要と認める河川（洪水予報河川、水位周知河川を除く）について、過去の浸水状況等、水害の危険性について、住民への避難情報として提供する。 ・洪水浸水想定区域等に位置する要配慮者利用施設（防災上の配慮を要する者が利用する施設）について、市町村地域防災計画に位置づけ、施設管理者等が行う避難確保計画の作成を支援するとともに、避難訓練の実施について周知・啓発する。 ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。 <p>(ハード対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を図る。 ・所管する水門、排水機場、堰等の河川へ設置した工作物について適切な維持管理を行う。
整備局	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する住民の避難に資する活動に対し、技術的な支援を行う。 ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。 <p>(ハード対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を図る。 ・所管する水門、排水機場、堰等の治水関連施設について適切な維持管理、を行う。また許可工作物への適切な指導等を行う。
気象台	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習

構成機関	役割
気象台	会や避難訓練等を実施する。 ・気象予測精度の向上を図る。

2) 非常時（豪雨時）の対応

構成機関	役割
県	・住民の避難に必要な管理河川の水位情報、堤防等の異常、氾濫に関する情報を市町村に伝達し、必要に応じて助言を行う。 ・市町村長による避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を気象台と共同で発表し、必要に応じて助言を行う。
市町村	・避難指示等を発令し、住民に適切な避難行動を促す。
整備局	・激甚な災害が発生し緊急を要する場合、侵入した水の排除活動や高度の機械力又は高度の専門的知識を要する水防活動等、市町村の水防活動の支援を行う。
気象台	・各機関に防災気象情報を提供し、必要に応じて助言を行う。 ・市町村長による避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を高知県と共同で発表し、必要に応じて助言を行う。 ・防災気象情報を各防災機関に直ちに伝達すると同時に、テレビやラジオ、インターネットを通じて広く住民に周知して、各防災機関の活動や住民の安全確保の行動の判断を支援する。

6 各市町村の地域防災計画の作成状況

各市町村の地域防災計画の作成状況を以下に示す。令和3年7月の水防法改正への対応等、今後、各市町村の地域防災計画における課題等について整理検討していく。

市町村	策定（修正）年月	特記事項
南国市	令和2年3月	令和4年3月頃に修正予定
香美市	令和2年3月	令和4年3月頃までに修正予定
香南市	令和3年2月	令和4年3月頃に修正予定
本山町	平成28年3月	令和4年3月頃までに修正予定
大豊町	令和元年10月	令和4年3月頃までに修正予定
土佐町	令和2年3月	令和4年3月頃までに修正予定
大川村	令和3年5月	令和4年5月頃に修正予定

7 現況の課題

豪雨に強い地域づくりを推進するにあたっての現況の課題を以下のとおり整理した。

(ソフト対策)

	課題
1	<p>(河川の管理レベルの向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位観測やカメラによる監視を行っていない河川が多く、河川水位等による避難の判断が行えない地域が多くある（気象台の防災気象情報等で判断する必要がある）。 ・雨量観測所が不足している流域があり、今後、増設を検討する必要がある。
2	<p>(水害リスク情報の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水リスク情報の提供が行えていない河川が多く、住民へのリスク情報の周知が不十分な地域が多くある。 ・河川に多量の樹木が流れ込んだ場合を想定した被害リスクを検討する必要がある。
3	<p>(要配慮者利用施設への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成や避難訓練が行えていない要配慮者利用施設が多くある。 ・市町村の地域防災計画に位置づけの必要な要配慮者利用施設について、対象となる施設の所管が多機関にわたる等、施設情報を市町村のみで把握することが難しく、情報を集約する必要がある。
4	<p>(地域の防災力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、地球温暖化の影響により、豪雨災害が激甚化・頻発化し、全国各地で甚大な被害が発生しているものの、避難指示等の重要な情報が発令されても住民が避難を行わない事象が発生している。 ・防災に関する専門的な知見を有する水防団員の減少が進み、地域の氾濫特性を踏まえた避難行動の支援や水防活動等に支障が生じるおそれがある。 ・地域の高齢化や過疎化の進行により、適切な避難行動を取れない世帯が増加するおそれがある。

(ハード対策)

	課題
1	<p>(治水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修に予算と時間を必要とすることから、多くの河川では治水安全度がまだ低い状況にある。
2	<p>(維持管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川や治水関連施設の維持管理を行うための費用は、施設の増加や老朽化のため増大傾向にある。

8 課題への対応・取り組みについて

管内の107河川のうち、効率的、効果的な豪雨に強い地域づくりを進めていくため、水防上重要な河川から優先的に取り組みを進めて行く。これまでの取り組みと、今後概ね5年間の対応・取り組みについて以下のとおり整理した。

(ソフト対策)

課題番号	課題	これまでの取り組み	今後の対応・取り組み	取組機関
1	河川の管理レベルの向上	・地域の水防上重要な河川の抽出と、河川の現況についての整理を実施した。	・地域の状況を検証し、必要に応じて水防上重要な河川を追加する。 ・河川の現状について、河川形状や氾濫による影響等、地域の状況について整理を追加する。	県 市町村
		・危機管理型水位計を19基導入した。 ・簡易型河川監視カメラを2基導入した。	・水位情報の必要な箇所への水位観測局の設置等の検討を行い、河川の水防上の管理レベルの向上を図る。 ・高水観測に特化した、低コストな危機管理型水位計の導入等により水位観測局整備を推進する。 ・必要に応じて住民避難の基準となる水位を検討していく。	県
			・河川の水防上の重要度や現状に応じた防災対応を検討し、必要に応じて地域防災計画や防災マニュアルの見直しを行う。	市町村
		・洪水警報、注意報の基準値については、平成29年以降、定期的（年1回以上）に基準値の妥当性の確認及び見直しに係る作業を実施している。	・洪水警報、注意報の基準値について、定期的に見直し等を図り、適切な基準値の維持管理を行う。	気象台

課題 番号	課題	これまでの取り組み	今後の対応・取り組み	取組 機関
1	河川の管理レベルの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川である国分川において、南国市、香美市とホットラインの実施要綱を策定した。 ※管外の河川では松田川、鏡川、宇治川で策定した。 ・香南市と非常用洪水吐からの流下など鎌井谷ダム緊急情報に関するホットラインを構築した。 ・南国市、香美市、香南市と非常用洪水吐からの流下など永瀬ダム緊急情報に関するホットラインを構築した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホットラインの実施が有効であると考えられる河川について、順次検討を行う。 	県 市町村
2	水害リスク情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川である国分川について、想定される最大の降雨による洪水浸水想定区域を指定、公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の河川についても水位周知河川への指定及び洪水浸水想定区域の指定を検討していく。 	県
		<ul style="list-style-type: none"> ・永瀬ダム、鎌井谷ダム（香宗川、山北川を含む）のダム下流河川について洪水浸水想定図等を公表した。 ・南国市において国分川、物部川の想定される最大の降雨による洪水浸水想定区域を反映したハザードマップを作成した。 ・浸水実績等の記録について調査を実施した。 ・烏川、地藏寺川について浸水実績図を公表した。 ※南国市、香美市、香南市ではハザードマップ等で国分川水系等の過去の浸水実績を周 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害リスク情報の公表が有効な箇所の選定及び水害リスク図の作成を行う。 	市町村 県

課題 番号	課題	これまでの取り組み	今後の対応・取り組み	取組 機関
2	水害リスク情報の提供	知している。		市町村 県
		・物部川水系治水協定、香宗川水系治水協定、国分川水系治水協定、吉野川水系治水協定を締結した。		県 整備局 ダム管理者
		—	・流木による通水阻害のおそれがある施設の抽出を行う。	県
3	要配慮者利用施設への対応	・要配慮者利用施設の情報について所管部署と、直近の施設情報を収集した。	・要配慮者利用施設の情報が有効活用できるよう、県と市町村で共有方法の調整及び施設情報の整理を行う。	県 市町村
		・施設管理者に向けて水防法改正等についての説明会を実施した。	・避難確保計画等の作成についてホームページで情報提供を行う等、作成・訓練の支援を行う。	県
		・避難確保計画のひな型の例示を行った。	・要配慮者利用施設を地域防災計画へ位置づける。 ・要配慮者利用施設の管理者等が行う避難確保計画の作成を支援するとともに、避難訓練の実施について周知・啓発する。	市町村
4	地域の防災力の向上	・必要に応じ災害に関する学習会や防災教育や防災訓練を実施している。	・学習会、防災教育、訓練を継続し、内容の充実を図る。 ・防災訓練等の実施状況を、河川ごとに整理し検証する。	県 市町村 整備局 气象台

(ハード対策)

課題 番号	課題	これまでの取り組み	今後の取り組み	取組 機関
1	治水対策	・以下の河川で、治水対策を実施している。 烏川、下井川、鎌井谷川 吉野川、汗見川、地藏寺川	・治水対策を継続していく。	県
2	維持管理	・河川や治水施設の機能を適切に発揮するため、適切な維持管理を実施している。	・限られた予算で効率的な維持管理が行われるよう、計画的な維持管理を実施していく。	県 市町村 整備局

9 フォローアップについて

各構成機関の取り組み等については、必要に応じて水防計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映させることにより、計画的、継続的に取り組むこととする。

推進会議については毎年開催し、取り組みの進捗状況や、近年の防災に関する施策、技術等を共有し、管内の防災対策の改善を図る。

中央東土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議 規約

(名称)

第1条 この会議は、「中央東土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 過去の豪雨による災害の教訓や気候変動による更なる水害の激甚化・頻発化を踏まえ、関係者が連携して減災のための目標を共有し、豪雨災害が発生することを前提として備えることにより、豪雨に強い地域づくりを推進することを目的とする。

(推進会議の実施事項)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 現状の豪雨に対するリスク情報や取り組み状況の共有
- 二 豪雨に強い地域づくりを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取り組み方針」の作成
- 三 「地域の取り組み方針」の実施状況のフォローアップ
- 四 流域全体で水害を軽減させる「流域治水」に関する事項
- 五 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(組織)

第4条 推進会議は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、推進会議構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、推進会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について推進会議へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

(分科会)

第6条 第3条第四号に掲げる事項について流域毎に分科会を置く。

- 2 分科会は、別表2、3の職にある者をもって構成する。
- 3 分科会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 分科会は、河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト(案)」の策定と、流域治水プロジェクトの実施状況のフォローアップを行い、結果について推進会議へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、分科会構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、高知県土木部河川課で行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、推進会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、推進会議で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年2月20日から施行する。

本規約は、令和3年4月1日から施行する。

本規約は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1)

組 織		推進会議	幹事会
南国市		市長	危機管理課長
			建設課長
香美市		市長	防災対策課長
			建設課長
香南市		市長	防災対策課長
			建設課長
本山町		町長	総務課長
			建設課長
大豊町		町長	総務課長
			産業建設課長
土佐町		町長	総務課長
			建設課長
大川村		村長	総務課長
			むらづくり推進課長
気象庁高知地方气象台		台長	防災管理官
国土交通省四国地方整備局 高知河川国道事務所		所長	調査課長
高知県危機管理部 危機管理・防災課		課長	チーフ（防災担当）
高知県中央東土木事務所		所長	河港管理課長
高知県中央東土木事務所 永瀬ダム管理事務所		所長	管理課長
高知県中央東土木事務所 本山事務所		所長	工務課長
高知県土木部防災砂防課		課長	チーフ（計画担当）
高知県土木部河川課		課長	チーフ（計画担当）
オ プ ザ ー バ ー	独立行政法人水資源機構 池田総合管理所	所長	第一管理課長
	四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所	所長	管理課長
	四国電力株式会社 高知支店技術部	土木課長	土木課長

(別表 2)

		構成組織	役職
国分川流域	南国市		市長
	香美市		市長
	高知県	危機管理・防災課	課長
		農業基盤課	課長
		木材増産推進課	課長
		治山林道課	課長
		河川課	課長
		防災砂防課	課長
		都市計画課	課長
		公園下水道課	課長
港湾・海岸課		課長	
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 高知水源林整備事務所		所長	

(別表 3)

		構成組織	役職
下田川流域	南国市		市長
	高知県	危機管理・防災課	課長
		農業基盤課	課長
		木材増産推進課	課長
		治山林道課	課長
		河川課	課長
		防災砂防課	課長
		都市計画課	課長
		公園下水道課	課長
	港湾・海岸課		課長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 高知水源林整備事務所		所長	

○ 中央東土木事務所管内の河川の状況

別紙 2

1級河川	河川名	土木管内流路延長 (m)	備考
吉野川	1 支 穴内川	17,496.0	(33,726m=穴内川流路延長) 大豊町との町界まで
	2 支 河の川	1,850.0	
	2 支 北滝本川	3,500.0	
	2 支 桑の川	1,200.0	
小計	4 河川	24,046.0	
物部川	物部川	66,719.5	66,719.5mには 国土交通省直轄 管理区間 10,480mを含む
	1 支 後川	3,623.5	
	派川 後川放水路	460.0	
	派川 後川第2放水路	590.0	
	2 支 新秋田川	2,671.5	
	派川 新秋田川放水路	50.0	
	3 支 王子川	2,000.0	
	2 支 錆野川	1,690.5	
	1 支 片地川	5,555.0	
	2 支 佐古田川	2,400.0	
	1 支 仁井田川	1,200.0	
	1 支 後入川	1,750.0	
	1 支 川の内川	6,594.0	
	1 支 西川川	5,515.5	
	2 支 奈良川	2,400.0	
	1 支 久保川	2,550.0	
	1 支 日比原川	4,000.0	
	1 支 上葦生川	21,082.5	
	2 支 楮佐古川	8,632.5	
	2 支 笹川	6,125.0	
	3 支 猪の谷川	1,800.0	
	3 支 潰野々川	1,100.0	
	2 支 冬谷川	1,500.0	
	2 支 安野尾川	2,067.0	
	3 支 上ノ首川	1,200.0	
	2 支 沼井川	2,300.0	
	2 支 井地谷川	2,585.0	
	2 支 薬師川	900.0	
	2 支 東熊川	800.0	
	3 支 タテ割川	250.0	
	1 支 舞川	20,005.0	
	2 支 長谷川	1,780.0	
	1 支 則友川	11,287.5	
1 支 桑の川	10,290.0		
1 支 杉熊川	1,415.0		
小計	35 河川	204,889.0	管内計
1級合計 2水系	39 河川	228,935.0	管内計

2級河川	河 川 名	土木管内流路 延長 (m)	備 考
夜須川	夜須川	7,650.0	
	1 支 細川川	1,150.0	
小 計	2 河 川	8,800.0	管内計
香宗川	香宗川	20,550.0	
	1 支 鳥川	8,461.5	
	2 支 瀬戸川	700.0	
	2 支 下井川	2,650.0	
	2 支 上井川	700.0	
	派川 香宗川	465.0	
	1 支 山北川	6,466.5	
	2 支 鎌井谷川	1,200.0	
	2 支 吉次川	1,400.0	
	1 支 久保谷川	3,000.0	
	1 支 山南川	2,581.5	
	1 支 中西川	3,091.5	
	1 支 朝日谷川	1,600.0	
小 計	13 河 川	52,866.0	管内計
浜改田川	浜改田川	1,200.0	
東沢川	東沢川	2,000.0	
十市川	十市川	2,200.0	(5,100m=十市川流路延長) 高知市との市界まで
下田川	下田川	7,355.0	(10,450m=下田川流路延長) 高知市との市界まで
	1 支 樋詰川	1,200.0	
小 計	2 河 川	8,555.0	管内計
国分川	国分川	13,625.0	(21,100m=国分川流路延長) 高知市との市界まで
	1 支 舟入川	612.0	(6,350m=舟入川流路延長) 高知市との市界まで
	2 支 明見川	2,172.0	
	2 支 横堀川	2,500.0	
	2 支 藻川	1,900.0	
	1 支 山崎川	2,400.0	
	1 支 笠ノ川川	8,219.5	
	2 支 左右山川	2,700.0	
	1 支 領石川	9,550.0	
	2 支 才谷川	1,400.0	
	2 支 外山川	1,600.0	
	2 支 奈呂川	2,800.0	
	1 支 土生川	4,445.0	
小 計	13 河 川	53,923.5	管内計
2級合計 7水系	33 河 川	129,544.5	管内計

○ 中央東土木事務所管内の砂防指定地の状況

水系名	溪流名	指定地区域延長	備考	水系名	溪流名	指定地区域延長	備考
吉野川	飼古屋谷川	0.12 km		物部川	岡田谷川	0.34 km	
物部川	鹿落川	1.0 km		〃	川上谷川	0.345 km	
〃	逆川川	0.8 km		〃	新宅川	0.80 km	
〃	仁井田川	1.67 km		〃	吉野奥谷川	0.166 km	
〃	天皇川	2.0 km		〃	西新宅川及び新宅川	0.62 km	
〃	有瀬川	4.0 km		〃	大平川	0.14 km	
〃	川の内川	10.0 km		〃	上の川谷川	0.23 km	
〃	横谷川	2.7 km		国分川	小蓮川	0.55 km	
〃	西の川	3.1 km		〃	領石川	2.2 km	
〃	大谷川及び支川	2.0 km		〃	山崎川	1.0 km	
〃	久保川川	7.5 km		〃	山崎川支川	0.5 km	
〃	久保川	2.0 km		〃	奈路川	0.32 km	
〃	日比原川	3.8 km		〃	中内谷川	0.75 km	
〃	〃	0.118 km		〃	日の谷川	0.12 km	
〃	上葦生川	2.7 km		〃	曾我部川	1.4 km	
〃	〃	2.0 km		〃	渡川	0.177 km	
〃	〃	4.5 km		〃	中谷川	0.40 km	
〃	川内川 (楮佐古川)	4.3 km		〃	引地川	0.80 km	
〃	楮佐古川	4.5 km		〃	大石ヶ谷川	0.23 km	
〃	相尻川	0.2 km		〃	〃	0.225 km	
〃	程の谷川	0.3 km		〃	小滝川	0.17 km	
〃	冬谷川	1.0 km		〃	上改田川	0.27 km	
〃	日裏谷川	0.3 km		〃	ヤタタズ川	0.19 km	
〃	仁尾谷川	2.3 km		〃	奈路谷川	0.30 km	
〃	常安川	0.42 km		香宗川	庄野寺川	0.24 km	
〃	横山川	6.9 km		〃	朝日谷川	0.6 km	
〃	〃	6.1 km					
〃	則友川	10.6 km					
〃	岡田谷川	0.17 km		計	55	100.2km	土石流危険ヶ所数 (325)ヶ所

○ 中央東土木事務所管内の急傾斜治崩壊危険区域の指定状況

区域名	所在地	面積	備考
野中	南国市 野中	21.96 ha	
八幡	南国市 岡豊町八幡	7.93 ha	
繁藤	香美市 土佐山田町 繁藤	4.70 ha	
月見山	香南市 香我美町 岸本	1.30 ha	
小倉	南国市 白木谷 尾花	1.0 ha	
常光ヤシキ	香南市 夜須町 夜須川	2.8 ha	
檜ノ谷	香美市 土佐山田町 檜谷	2.97 ha	
定林寺	南国市 岡豊町 定林寺	1.66 ha	
永野（西）	香美市 香北町 永野	1.99 ha	
奈路	南国市 奈路	7.09 ha	
宇告	南国市 白木谷	0.46 ha	
繁藤（南）	香美市 土佐山田町 繁藤	0.40 ha	
永野（中）	香美市 香北町 永野	1.45 ha	
寺村	香南市 夜須町 寺村	2.75 ha	
間	香美市 土佐山田町 間	0.99 ha	
高瀬	香美市 土佐山田町 繁藤	2.86 ha	
五百蔵	香美市 香北町 五百蔵	1.57 ha	
天坪	香美市 土佐山田町 角茂谷	0.89 ha	
永野（東）	香美市 香北町 永野	1.21 ha	
十市	南国市 十市	0.23 ha	
角茂谷		0.889 ha	
細川		1.4 ha	
合計	22ヶ所	68.5 ha	危険ヶ所数 (1,557)ヶ所

○ 本山事務所管内の河川の状況

水系名	河川名	土木管内流路延長(km)	備 考
吉野川	吉野川	61.50	大豊町～大川村（直轄区間を除く）
〃	1支 南小川	11.33	大豊町
〃	2支 南大王川	8.11	〃
〃	3支 足谷川	0.18	〃
〃	3支 谷又川	0.20	〃
〃	3支 黒滝川	0.09	〃
〃	2支 沖野々川	1.72	〃
〃	3支 上コビソ谷川	1.41	〃
〃	3支 下コビソ谷川	0.65	〃
〃	2支 三ノ沢谷川	0.46	〃
〃	1支 奥太田川	6.52	〃
〃	2支 小法師谷川	0.40	〃
〃	2支 小次郎谷川	0.20	〃
〃	1支 穴内川	16.23	〃
〃	2支 小川川	1.97	〃
〃	2支 久寿軒谷川	2.10	〃
〃	2支 角茂谷川	2.10	〃
〃	1支 立川川	15.65	〃
〃	1支 行川川	5.35	本山町
〃	1支 木能津川	3.70	〃
〃	1支 檜の川川	3.55	〃
〃	1支 汗見川	20.10	〃
〃	2支 西谷川	0.15	〃
〃	2支 奥白髪谷川	2.00	〃
〃	2支 桑の川川	1.05	〃
〃	2支 龍王川	2.20	〃
〃	1支 地藏寺川	10.88	土佐町

水系名	河川名	土木管内流路延長(km)	備 考
吉野川	2支 伊勢川	5.75	土佐町
〃	2支 相川	4.22	〃
〃	2支 平石川	5.70	〃
〃	3支 北郷谷川	0.95	〃
〃	1支 下川	1.70	〃 (直轄区間を除く)
〃	1支 瀬戸川	20.55	〃 (直轄区間を除く)
〃	1支 大北川	0.95	大川村 (直轄区間を除く)
〃	2支 朝谷川	3.20	〃
計	35 河川	222.82	

○ 本山事務所管内の砂防指定地の状況

溪 流 名	所 在 地		指定区域延長 (km)	備 考
行川	本山町	上関	6.98	
午芳谷川	本山町	上関	0.22	
唐谷川	本山町	上関	0.21	
木能津川	本山町	古田	9.50	
古田川	本山町	古田	0.70	
車谷川	本山町	木能津	0.30	
栗の木川	本山町	北山東	2.60	
渡津川	本山町	北山	0.08	
檜の川	本山町	吉延	3.40	
檜の川	本山町	吉延	2.40	
大曲谷川	本山町	大石	2.00	
南谷川	本山町	大石	0.90	
唐谷川	本山町	大石	1.80	
麦山谷川	本山町	大石	2.00	
コノ谷川	本山町	吉延	1.00	
宮谷川	本山町	吉延	1.00	
東ノ谷川	本山町	吉延	1.00	
クララケ谷川	本山町	吉延	1.00	
川又川	本山町	大石	2.00	
下谷川	本山町	北山	1.15	
伊勢谷川及び支川	本山町	本山	0.36	
地藏谷川	本山町	本山	0.38	
汗見川	本山町	瓜生野	19.80	
吹ケ野谷	本山町	沢ケ内	0.80	
沢ケ内	本山町	沢ケ内	0.06	
西谷	本山町	瓜生野	0.23	
大田羅谷	本山町	七戸	0.36	
七戸谷	本山町	七戸	1.00	
モチゴヤ谷	本山町	瓜生野	1.42	
奥白髪谷	本山町	七戸	0.28	
桑の川川	本山町	桑ノ川山	0.48	
屋所谷	本山町	屋所	1.60	
坂本谷	本山町	坂本	0.90	
梶屋瀬谷川	本山町	北山	0.34	
十二所谷川	本山町	本山	0.19	
カノ谷川	大豊町	大久保	0.08	
タルヤ谷川	大豊町	大久保	1.20	
宗六谷川	大豊町	大久保	1.10	
丸の川(赤根川)	大豊町	岩原	4.40	
コウツ谷川	大豊町	大砂子	1.50	

溪 流 名	所 在 地		指定区域延長 (km)	備 考
コウツ谷川及び同左支川	大豊町	大砂子	1.10	
柳野谷川	大豊町	柳野	0.79	
カジヤ谷川	大豊町	柳野 他	1.00	
潰谷川	大豊町	永淵	1.60	
イベ谷川	大豊町	永淵	1.55	
八川川	大豊町	八川	1.93	
梅ヶ谷川及び支川	大豊町	桃原 他	0.60	
川戸川	大豊町	川戸 他	0.70	
宮ノクビ谷川	大豊町	川戸	0.30	
南小川	大豊町	下の土居	9.03	
佐賀山川	大豊町	佐賀山	7.70	
金床石谷川	大豊町	佐賀山	0.70	
青谷川	大豊町	大滝	1.40	
南大王川	大豊町	南大王	12.35	
大谷川及び支川	大豊町	八畝	1.00	
宮脇谷川	大豊町	怒田	1.89	
車谷川如谷川及び支川	大豊町	怒田 他	2.40	
光石谷川	大豊町	南大王	0.70	
ツエ谷川及びホゾノ谷川	大豊町	八畝	1.28	
黒滝川	大豊町	八畝	2.78	
猴滝川	大豊町	怒田	0.30	
北浦谷川及び支川	大豊町	怒田	1.50	
井の谷川	大豊町	川井	0.50	
上ゲ山谷川	大豊町	怒田	0.60	
西岡谷川	大豊町	怒田	1.20	
宮の谷川	大豊町	川井	1.30	
中内谷川	大豊町	中内	1.70	
東谷川及び白山谷川	大豊町	川井	1.60	
沖野々川	大豊町	沖野々	3.80	
パンヤ谷川	大豊町	柚の木	1.00	
葛谷川	大豊町	西峯	0.50	
境谷川	大豊町	西峯	1.75	
力谷川	大豊町	西峯	1.00	
栃の本谷川及び支川	大豊町	蔭	0.29	
ラメジ谷川	大豊町	川戸	0.30	
西谷川	大豊町	西久保	3.00	
佐賀井谷川	大豊町	東梶ヶ内	1.00	
田ノ下谷川	大豊町	西久保	1.00	
トベリキ谷川	大豊町	東庵谷	4.46	
カゲヤブ谷川	大豊町	庵谷	0.53	
松尾川	大豊町	船戸	2.50	
奥大田川	大豊町	奥大田	9.00	

溪 流 名	所 在 地		指定区域延長 (km)	備 考
小法師谷川	大豊町	奥大田	0.50	
小次郎谷川	大豊町	奥大田	0.50	
湯口谷川	大豊町	奥大田	0.50	
明嘉谷川	大豊町	奥大田	1.50	
和田川	大豊町	和田	1.04	
大隅谷川	大豊町	和田	0.50	
フジカ谷川	大豊町	和田	0.80	
下谷川サセブ谷川及び横野谷川	大豊町	和田	1.00	
椿谷川	大豊町	穴内	2.50	
丸田谷川	大豊町	穴内	1.00	
松の元谷川	大豊町	穴内	0.50	
笠松谷川	大豊町	日浦	0.19	
タノオカ谷川	大豊町	高須	1.00	
瀬戸の谷川	大豊町	高須	1.20	
鴻ノ谷川	大豊町	杉	2.10	
境谷川	大豊町	杉	1.50	
本村谷川	大豊町	小川	3.20	
小川谷川	大豊町	小川	3.20	
竹谷川	大豊町	中村大王	2.30	
たる谷川及び支川	大豊町	中村大王	0.33	
久寿軒川	大豊町	北川	7.50	
古屋谷川	大豊町	馬瀬	0.54	
猪ノ口谷川	大豊町	馬瀬	0.26	
角茂谷川	大豊町	角茂谷	4.50	
樋の谷川	大豊町	戸手野 他	0.14	
樋ノ口谷川	大豊町	戸手野 他	0.31	
枯谷川	大豊町	馬瀬 他	0.26	
オオチ谷川	大豊町	穴内	0.50	
磯谷川	大豊町	磯谷	0.48	
尾生谷川	大豊町	尾生	3.00	
立川川	大豊町	立川上名	18.65	
井出川	大豊町	立川下名	4.50	
川奥谷川	大豊町	立川上名	4.18	
柳瀬谷川	大豊町	立川下名	1.97	
割木谷川	大豊町	葛原	1.11	
谷谷川	大豊町	谷	1.05	
西シヤノ谷川	大豊町	東土居	0.08	
畝田谷川	大豊町	津家	0.56	
地藏寺川	土佐町	東石原	7.40	
山田小谷	土佐町	田井	0.27	
伊勢川	土佐町	田井	6.10	
笹本谷川	土佐町	森	1.30	

溪流名	所在地		指定区域延長 (km)	備考
コウベ谷川及び横持谷川	土佐町	伊勢川	1.00	
坊主作谷川	土佐町	溜井	1.30	
宮の谷川	土佐町	田井	1.30	
丸石谷川	土佐町	溜井	1.00	
南松谷川	土佐町	溜井	1.70	
池ノ尾谷川	土佐町	伊勢川	1.20	
地主川及び左支川	土佐町	溜井	1.42	
栃谷川	土佐町	田井	1.00	
大谷川	土佐町	土居	0.50	
中村谷	土佐町	土居	0.40	
土居川	土佐町	森	1.67	
相川川	土佐町	高須	2.00	
滝ヶ畝谷川	土佐町	南原	0.19	
白石谷川及び四ツ谷川	土佐町	南泉	1.00	
日浦谷川	土佐町	相川	0.80	
石神谷川	土佐町	相川	0.80	
高須川	土佐町	高須	2.50	
西の谷川	土佐町	相川	0.70	
新四郎谷川	土佐町	相川	0.80	
相川川及び同右支川			0.55	
立割川	土佐町	地藏寺	0.86	
和久保谷川	土佐町	高須 他	2.20	
アオズエ谷川	土佐町	地藏寺	0.22	
常木谷川	土佐町	和田	0.75	
平石川	土佐町	西石原	7.20	
有間川	土佐町	地藏寺	5.63	
安吉谷川	土佐町	東石原	0.25	
影の石谷	土佐町	西石原	0.15	
焼野谷川	土佐町	西石原	0.18	
左ヶ谷川	土佐町	西原	0.50	
トウメン谷	土佐町	地藏寺	0.29	
高野谷川及び支川	土佐町	地藏寺	1.20	
西谷川	土佐町	地藏寺 他	0.63	
馬場谷川	土佐町	境	0.35	
保喜谷川	土佐町	溜井	0.18	
古味谷	土佐町	古味	2.18	
儀生谷川	土佐町	井尻	0.28	
下川川	土佐町	下川	3.10	
瀬戸川	土佐町	瀬戸	16.90	
イシガ谷	土佐町	南川	0.36	
芥川川	土佐町	芥川	5.72	
鈴ヶ谷川	大川村	船戸	0.04	

溪流名	所在地		指定区域延長 (km)	備考
大北川	大川村	大北川	8.40	
朝谷川	大川村	朝谷	3.65	
潰谷川及び支川	大川村	川崎	1.80	
谷の内川	大川村	上小南	1.80	
井野川川	大川村	井野川	1.00	
大平川	大川村	大平	1.80	
小麦ヶ畝谷及び志遊美谷	大川村	小麦畝	4.09	
計	173 溪流		349.91 km	

土石流危険溪流全体数 222 箇所

○ 本山事務所管内の急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

区域名	所在地		指定面積(㎡)	備考
下関	本山町	下関	4.77	
井窪	本山町	井窪	1.83	
角茂谷	大豊町	角茂谷	2.69	
角茂谷(西)	大豊町	戸手野	1.69	
角茂谷(中)	大豊町	角茂谷	1.80	
岩原	大豊町	岩原	0.70	
岩原西	大豊町	岩原	0.54	
穴内二区	大豊町	穴内	3.76	
高須	大豊町	高須	0.50	
高須(南)	大豊町	高須	0.52	
漣長	大豊町	西峰	0.48	
舟戸	大豊町	舟戸	2.54	
小川向	大豊町	川口	1.97	
杉	大豊町	杉	3.38	
東土居	大豊町	東土居	0.85	
東土居(東)	大豊町	東土居	4.97	
日浦	大豊町	日浦	2.58	
馬瀬	大豊町	馬瀬	0.43	
尾生	大豊町	尾生	2.69	
穴内三区	大豊町	穴内	1.90	
目付	大豊町	和田	1.28	
寺内	大豊町	寺内	1.51	
岡	土佐町	田井	1.06	
田井古屋	土佐町	田井	6.86	
田井清水	土佐町	田井	0.22	
大田原	土佐町	大田原	2.27	
岡(西)	土佐町	田井	3.15	
南境	土佐町	境	1.07	
東境	土佐町	境	2.79	
川口	大川村	上小南川	1.05	
川崎	大川村	川崎	1.80	
計	31 箇所		63.65	

危険箇所数 1,588 箇所